定　　款

リンカーズ株式会社

定　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、リンカーズ株式会社と称し、英文では、Linkers Corporationと表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1　　ビジネスＳＮＳ関連事業
2　　ビジネス情報売買のネット仲介事業
3　　ビジネスコンサルティング事業
4　　ソフトウェアプロダクト及び関連ソフトウェアの開発及び提供
5　　コンピュータの利用による情報の提供
6　　労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
7　　M&Ａ（企業の提携・合併・買収）の仲介及びコンサルティング業務
8　　保有技術、販売及び製造等に関する業務提携の斡旋
9　　各種マーケティング業務
10　　市場調査及び販売促進に関するコンサルティング
11　　販売促進に関する企画、立案及びコンサルティング
12　　展示会、イベントの企画・制作及び構成・演出・請負・運営
13　　卸売業、小売業、通信販売業及び流通業
14　　製品の輸出入に関する業務
15　　前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都文京区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してする。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行する株式の総数は、4908万株とする。

（単元株式数）

第７条　　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１０条　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招　集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後、３か月以内に招集する。

２　臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故がある場合、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

２　株主総会は、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故がある場合、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第１８条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第１９条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員として選任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）

第２５条　取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２７条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第２８条　当会社の監査役は５名以内とする。

（選任方法）

第２９条　監査役は株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第３０条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し

た監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）
第３１条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３２条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）
第３３条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）
第３４条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第３５条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３６条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）
第３７条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第３８条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計　算

（事業年度）

第３９条　当会社の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４０条　当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議をもって会社法第459条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

（剰余金の配当等）

第４１条　当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、期末配当を行うことができる。

２　当会社は取締役会の決議により、毎年１月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の除斥期間）

第４２条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払配当金には利息をつけない。

施行日　2022年９月１日